

(介 217)  
令和 3 年 3 月 12 日

都道府県医師会  
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事  
江 澤 和 彦  
(公 印 省 略)

「科学的介護情報システム（LIFE）」の活用等について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本年3月10日に開催いたしました介護保険担当理事連絡協議会においてご説明申し上げましたが、厚生労働省では、平成28年度より通所・訪問リハビリテーションデータ収集システム（VISIT）、令和2年5月より高齢者の状態やケアの内容等データ収集システム（CHASE）を運用しており、令和3年4月1日より、これらの一体的な運用を開始するとともに、科学的介護の理解と浸透を図る観点から、名称を「科学的介護情報システム（Long-term care Information system For Evidence; LIFE ライフ）（以下「LIFE」という。）」とされる予定です。

また、令和3年度介護報酬改定において、科学的に効果が裏付けられた自立支援・重度化防止に資する質の高いサービス提供の推進を目的とし、LIFE を用いた厚生労働省へのデータ提出とフィードバックの活用による、PDCA サイクル・ケアの質の向上を図る取組が推進されることになり、介護報酬上の評価として、科学的介護推進加算を始めとし、LIFE の活用等が要件に含まれる加算が設けられます。

今般、厚生労働省より、LIFE の活用等が算定要件に含まれる加算の算定に必要な対応等が示されましたのでご連絡申し上げます。

詳細につきましては添付の事務連絡をご参照ください。

なお、令和3年4月前半にLIFEの利用を開始する場合は、本年3月25日までに利用申請を行う必要がありますのでご留意ください。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

【添付資料】

- 「『科学的介護情報システム（LIFE）』の活用等について」の周知について  
（令 3.3.10 事務連絡 厚生労働省老健局老人保健課）
- 「『科学的介護情報システム（LIFE）』の活用等について（その2）」の周知について  
（令 3.3.10 事務連絡 厚生労働省老健局老人保健課）